## 株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号 ファイズホールディングス株式会社 代表取締役社長 大 選 降

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.phyz.co.jp/ir/news/

また、電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト

https://d.sokai.jp/9325/teiji/

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月20日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2024年6月21日(金曜日)午前10時

2. 場 大阪市北区梅田三丁目4番5号 所

毎日新聞大阪本社ビル地下1階 Mホール

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」を ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第11期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2. 第11期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株 式の割当てのための報酬等の額決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上 げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、 修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を お送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条 第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書| 「個別注記表|

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2024**年6月21日 (金曜日) 午前10時

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(https://www.web54.net)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

## 行使期限 2024年6月20日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

# 書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

# 行使期限 2024年6月20日 (木曜日) 午後6時到着分まで

- ※ 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使 ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

## 議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

## 議決権行使期限: 2024年6月20日 (木曜日) 午後6 時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議 決権行使コード」をご入力ください。
- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワード を設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権 行使に関するお問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

#### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 事 業 報 告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、円安基調が継続する中、物価やエネルギー価格が上昇しました。また、度重なる自然災害(大型地震等)の発生や中国経済の不振など、景気の先行きについては依然として不透明感が漂っています。

国内の物流市場は、買い控えによる消費の低迷や「2024年問題」に伴うドライバー不足によるコスト負担の増加、円安による輸入貨物の荷動き鈍化などの影響を大きく受けました。

このような厳しい経済・社会情勢下において、当社グループでは、主にEC(注)ビジネスを手掛ける企業を対象にしたサードパーティー・ロジスティクス(3PL)事業である「ECソリューションサービス事業」として、①物流センターの運営機能(業務)を提供する「オペレーションサービス」、②拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供(利用運送)、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」の2つのサービスメニューを軸に、事業拡大を進めてきました。

また、輸出入貨物に関する海外および国内の運送取扱(ドレージ手配等)や、通関手続き代行サービスを提供する「国際物流サービス事業」にも注力しました。

コンピュータシステムの開発や、システムエンジニアの人材派遣を行う「情報システム事業」についても事業拡大を進めてきました。なお、当連結会計年度より、量的重要性が増した ため「情報システム事業」を報告セグメントとしております。

「オペレーションサービス」では、大手ネット通販会社向けや流通業向け、メーカー向けの物流センター運営受託業務(人材派遣・請負・3 P L)を中心に事業を展開しました。このうち、ネット通販業界向けでは、既存顧客向けの物流センターや配送デポに加え、家電専門店向け倉庫運営業務や、消費者間取引関連のネット通販センターの庫内運営業務をスタートしました。また、ドラッグストア、食品スーパー、ホームセンターなど流通業向け物流センターや自動車部品などメーカー向け物流センターの運営業務にも取り組みました。

「トランスポートサービス」では、配車プラットフォームサービスにおいて取引社数(荷主および実運送会社)と成約件数が伸長しました。東名阪の各サービス拠点で積極的な営業活動を展開したほか、既存顧客を対象にした配車取扱件数の拡大に取り組みました。

実運送では、拠点間輸送(幹線輸送)の新規案件の獲得、家電専門店向けEC商品配送でのサービス対象エリアや取扱アイテムの拡大、家具専門店向けEC商品配送の新規受託などに取り組む一方で、受託運賃および支払い運賃の見直しなどを実施しました。

「国際物流サービス」では、円安や中国経済の影響で輸入貨物の荷動きが低迷する中、機械製品などアパレル関連製品以外の営業開拓、中東や北米など取扱対象エリアの拡大、不採算案件の見直しなどに取り組みました。

「情報システム事業」では、グループ会社の日本システムクリエイト株式会社を通じて、金融機関や官公庁向け情報システムの開発受託や技術者派遣、中小企業向けパッケージソフトの企画・開発・販売などを推進しました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高27,530,365千円(前年同期比16.3%増)、営業利益1,319,873千円(同15.5%増)、経常利益1,365,385千円(同13.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益853,983千円(同5.7%増)となり、売上高及び各段階利益について過去最高を達成しました。

(注) ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップのこと。

サービス別の業績は、次のとおりであります。セグメントの売上高は外部顧客に対するものです。なお、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

## ECソリューションサービス事業

物流センターの運営受託事業では、当連結会計年度中に、ネット通販会社向けとして、新たに「茨木彩都事業所」(大阪府茨木市)、「弥富木曽岬事業所」(三重県桑名郡木曽岬町)、「千葉営業所」(千葉市中央区)、方面別仕分け機能(ソートセンター)を担う「海老名事業所」(神奈川県海老名市)、「美濃加茂事業所」(岐阜県美濃加茂市)、「名古屋中村第二事業所」(愛知県名古屋市)などを開設しました。

その一方で、ネット通販会社向け以外として、家電などを扱う「堺築港八幡事業所」、自動車部品などを扱う「岩倉事業所」(愛知県岩倉市)、消費者間取引関連のネット商材を扱う「江東深川事業所」(東京都江東区)をオープンしました。事業所開設により主に3 P L サービスを提供する自社倉庫(自社で賃借している倉庫)の延べ床面積は2万2000坪超となりました。

輸配送の領域では、利用運送である配車プラットフォームサービスの取引社数および成約件 数が拡大したほか、拠点間輸送やラストワンマイル配送など実運送の受託件数も伸長しまし た。ラストワンマイル配送においては、受託対象エリアや取扱アイテムの拡大、新規クライアントの開拓(家具ネット通販向けなど)に取り組みました。その結果、当セグメントの売上高は25,264,701千円(前年同期比18.7%増)、セグメント利益は1,171,956千円(同10.7%増)という結果となりました。

また、ECソリューションサービス事業の各サービス別の売上は次のとおりであります。

#### (1) オペレーションサービス

ネット通販会社向け物流センター、流通業向け物流センター、配送デポ(配送センター)など、既存の受託案件が堅調に推移するとともに、3 P L を展開する自社運営倉庫など、新規に開設した事業所の安定稼働にも成功しました。その結果、売上高は17,123,390千円(前年同期比19.3%増)となりました。

#### (2) トランスポートサービス

配車プラットフォームサービスの取引社数および成約件数が大幅に増加しました。実運送では拠点間輸送の取引拡大、ラストワンマイル配送では対象エリアの拡大や取扱商品群の拡大、新サービスの提供に取り組みました。その結果、売上高は8,141,311千円(前年同期比17.6%増)となりました。

#### 国際物流サービス事業

円安や中国経済停滞で輸入貨物の荷動きが鈍化した影響を受ける中、機械、雑貨などアパレル分野以外での新規営業、中東や北米などを対象にした輸出入貨物の需要開拓、不採算案件の見直しなどに取り組みました。その結果、当セグメントの売上高は752,130千円(前年同期比36.0%減)となりました。

### 情報システム事業

日本システムクリエイト株式会社を通じた情報システムの開発代行・開発販売、技術者派遣などが堅調に推移しました。その結果、当セグメントの売上高は1,513,532千円(前年同期比24.8%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は274,323千円であります。 その主なものは、工具器具備品の購入(101,240千円)であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 8 期 (2021年3月期)	第 9 期 (2022年3月期)	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売	上	高(千円)	12,951,260	18,045,790	23,664,762	27,530,365
経	常利	益(千円)	584,383	572,431	1,207,397	1,365,385
親会する	会社株主に別る当期純和	帚属(千円) 益	376,499	368,458	807,632	853,983
1 株	当たり当期純	利益 (円)	35.14	34.37	75.30	79.60
総	資	産(千円)	4,230,639	5,835,024	6,861,809	7,743,538
純	資	産(千円)	1,700,014	2,090,604	2,824,949	3,350,574
1 株	当たり純資	産額 (円)	157.57	191.70	260.58	306.19

## ② 当社の財産及び損益の状況

٥	₹	分	第 8 期 (2021年3月期)	第 9 期 (2022年3月期)	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売上高	高及び営業	美収益(千円)	569,084	690,484	574,245	1,234,972
経常利	」益又は経済 △	常損失 (千円)	△53,090	72,376	23,904	777,711
当期純失	利益又は当 ( △		△54,576	55,174	33,808	743,112
	たり当期純 当たり当期約 △		△5.09	5.15	3.15	69.27
純	資	産(千円)	1,043,881	1,099,097	1,057,886	1,425,474
総	資	産(千円)	1,788,719	1,686,183	1,426,921	1,584,586
1 株当	当たり純貨	発産額 (円)	97.39	102.51	98.61	132.87

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

会 社 名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
AZ-COM丸和 ホールディングス株式会社	9,117,964千円	58.4%	当社との役員の兼任1名

#### ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	オペレーシ 式 会	ションズ 社	52,500千円	100.0%	ECサイト運営企業等の拠点内オペレーション業務
ファイズ ビ ス	トランスポ- 株 式	-トサー 会 社	10,000	100.0	拠点間の商品輸送及びECサービス利用者への商品の宅配
ブリリア 株	ントトラン: 式 会	スポート 社	15,375	91.8	海外及び国内での運送取扱(ドレー ジ手配等)や通関手続き代行
日本シス株	ステムクリ 式 会	エイト 社	50,000	60.0	コンピュータシステムの開発
株式会社	±ファイン	ドオン	27,500	100.0	登録型派遣サービス

- (注) 1. 株式会社中央運輸につきましては、2023年10月1日付でファイズトランスポートサービス株式会社と合併したため重要な子会社から除外いたしました。
  - 2. 2024年2月29日に株式会社ファインドオンの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く物流業界の経営環境は、2024年4月からトラック運転手の残業時間の上限が年960時間に設定されるいわゆる「2024年問題」により、物流業界において様々な問題が生じる恐れが高まる中、大幅に変化しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図りつつ、物流企業に対する社会的ニーズや取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含めた人材不足等の問題に対処するための労働力確保の取り組みは継続し、業容拡大にも対処できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

## ① 営業体制の強化

サードパーティーロジスティクスの分野でEC市場向けと並行して、小売りチェーンや卸売業など流通業向け、食品や消費財など生活必需品を製造・販売するメーカー向けの新規開拓にも積極的に取り組んでまいります。

#### ② 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

#### ③ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

## ④ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大及び業容拡大のため多様な人材の確保が必要不可欠となります。このためITツールを積極的に活用し、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行ってまいります。また、国籍・年齢・性別を問わず優秀な人材の確保・育成に努めダイバーシティ推進のための取り組みを進めてまいります。

- ⑤ SDGs(サスティナビリティ)への取り組み
  - SDGs (持続可能な開発目標)を当社グループのビジネスに紐づけ、取り組みの大小にかかわらず常に検討し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。
- ⑥ DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組み 物流DXの推進に向けた投資や取り組みを強化し、データやデジタル技術を活用した新たな 価値を創出してまいります。

## (**5**) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な事業はECソリューションサービス事業であります。サービスの内容は、物流センターの運営機能(業務)を提供する「オペレーションサービス」、拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供(利用運送)、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は、以下のとおりであります。

## ① オペレーションサービス

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して、物流センターにおける入荷から出荷に至るまでの作業プロセス全体を、当社が包括的に管理する実務機能のほか、庫内オペレーションの設計などをサポートするコンサルティング機能も提供しています。

ECサービスの特徴として注文数量の波動に対応するためオペレーションにフレキシビリティが求められます。オペレーションサービスにおいてノウハウを蓄積した自社雇用のスタッフにより、顧客の要望にレスポンス良く応える高品質なサービスの提供を可能としております。

#### ② トランスポートサービス

トランスポートサービスでは、主に大型車両による実運送サービス及び配車プラットフォームサービス、ラストワンマイル配送を展開しています。労働力不足を背景に、日本国内において実運送を担う車両やドライバーの確保が困難になりつつある中、自社保有及び協力会社の車両を安定供給することで、お客様のさまざまな輸送ニーズにお応えしております。

また、実運送サービスでは、主に大型車両を用いて、工場〜物流センター間、物流センター〜物流センター間などで発生する大量一括輸送ニーズに対応しています。東京、名古屋、大阪などの大都市圏を結ぶネットワークを構築し、拠点間を行き来する定期運行便や、スポット輸送を展開。荷物の積み降ろし作業の迅速化につながるウイング車を中心に車両を手配しています。

配車プラットフォームサービスでは、運ぶ荷物を探しているパートナー企業と、運び手の見つからない荷主をマッチングさせるサービスをご提供しています。オーダーに応じて最適な車両や荷物を探し出し、配車手配を行っています。

大手宅配便会社(日系及び外資系)向けに提供する集配代行業務やEC関連貨物の個人宅配送などを展開しています。ECサイト運営企業等からの直接的な配送依頼のほか、さまざまな配送業務代行ニーズに対応しています。

### (6) 主要な営業所及び事業所(2024年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所

本		社	大阪市北区
営	業	所	東京営業所:東京都中央区

## ② 子会社

ファイズオペレーションズ株式会社	大阪市北区
ファイズトランスポートサービス株式会社	大阪市北区
ブリリアントトランスポート株式会社	東京都渋谷区
日本システムクリエイト株式会社	東京都大田区
株式会社ファインドオン	東京都千代田区

## (7) 使用人の状況(2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	X	分	使	用	人 数	前連結会計年度末比増減
オペ	ノーショ	ョンサ-	- ビス		299	(1,805) 名	59名増(209名増)
トラ:	ンスポー	- トサ -	- ビス		182	(5)	20名減(2名増)
国際	物流サ	ービス	、事 業		13	(4)	2名増(3名増)
情 報	シス	テム	事業		130	(1)	15名増(3名減)
全	生 (	共 ì	通 )		20	(2)	3名減(1名減)
合			計		644	(1,817)	53名増(210名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (アルバイト社員を除く) であり、使用人数欄の (外書) は、アルバイト社員 の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
  - 2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
  - 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	帝	平	均	勤	続	年	数
	20	(2)	名	3名減(1名減)			39.2	.歳				3	3.6£	F

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (アルバイト社員を除く) であり、使用人数欄の (外書) は、アルバイト社員 の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
  - 2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## (8) 主要な借入先の状況(2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
城南信用金庫	186百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会 設置会社に移行しております。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 34,240,000株

② 発行済株式の総数 10,822,800株

③ 株主数 2,911名

④ 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
AZ-COM	九和ホールディ	ングス株式会社		6,2	264千株			58	8.39%
和	佐	見勝		Ĩ	520			4	4.85
株式会社日	]本カストディ	∕銀行(信託□)		4	416			(	3.88
株式会社	Kanamori	アセジメント			310			,	2.89
日本マスタ		託銀行株式会社 □ )		,	218			,	2.03
金	森	勉			120				1.12
ファイ	ズ従業	員 持 株 会			111				1.04
		IEES LIMITED N (CASHPB)			102			(	0.96
MSIP C	LIENT SE	ECURITIES				(	0.76		
JΡモル	・ガン証券	券 株 式 会 社			78			(	0.73

(注)持株比率は自己株式(94,511株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

Ź	会社に	おけ	る地(	ŹΪ	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	大	澤		隆	
専	務	取	締	役	⊞	中	勝	也	
常	務	取	締	役	吉	島	伸	_	管理本部長
取		締		役	西	村	考	史	財務担当
取		締		役	青	島		亨	営業本部長
取		締		役	岩	﨑	哲	律	AZ-COM丸和ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員事業推進グループ長
取		締		役	大	塚		信	株式会社丸和運輸機関執行役員経理本部 長
取		締		役	井		典	夫	青山学院大学総合文化政策学部教授
取		締		役	松	$\blacksquare$	佳	紀	株式会社ワコーパレット専務取締役
取		締		役	深	Ш		隆	株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役
取約	取締役(監査等委員・常勤)				堀		淳	也	
取	締役(	監査	等委員	)	藤	原		誠	弁護士法人北浜法律事務所社員弁護士
取	締役(	監査	等委員	)	中喜	喜多	智	彦	このえ有限責任監査法人社員

- (注) 1. 当社は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会 社に移行しております。
  - 2. 取締役井□典夫、取締役松田佳紀、取締役深山隆、取締役(監査等委員)藤原誠、取締役(監査等委員)中喜多智彦の各氏は、社外取締役であります。
  - 3. 取締役(監査等委員)中喜多智彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、取締役井口典夫、取締役松田佳紀、取締役深山隆、取締役(監査等委員)藤原誠、取締役

(監査等委員)中喜多智彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所 に届け出ております。

5. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。 なお、当該責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責 任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

## イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のと

おりです。

#### a.基本報酬に関する方針

当社の取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、 在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案 して決定するものとする。

#### b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を 反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標と その値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見 直しを行うものとする。

## C.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結売上及び連結営業利益の目標値を業績指標(KPI)とした譲渡制限付株式とし、年間最大30百万円以内とする。また、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内(当社の株式分割等当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲内で調整する。)とする。

## d.報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとする。取締役会または取締役会の委任を受けた代表取締役社長は上記方針に基づいた種類別の報酬割合の範囲内で取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの具体的な比率については報酬委員会に諮問し答申を得るものと し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならな いこととする。

#### e.報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

#### 口. 当事業年度に係る報酬等の総額

	対象となる	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)					
<b> </b>	役員の員数 (名)	基本報酬	業績連動 報 酬	非金銭報酬	報酬等の額   (百万円)			
取締役(監査等委員を 除 く 。 ) (うち社外取締役)	13 (5)	103 (9)	_ (-)	_ (-)	103 (9)			
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	10 (4)	_ (-)	_ (-)	10 (4)			
監 (うち社外監査 役)	3 (2)	2 (0)	_ (-)	_ (-)	2 (0)			
合 計 (うち社外役員)	16 (7)	116 (15)	_ (-)	_ (-)	116 (15)			

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役13名(うち社外取締役5名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。なお、当社は、2023年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
  - 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、10名(うち、社外取締役は3名)です。

また金銭報酬とは別枠で、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は、7名です。

3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総 会において、年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議 いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は4名)で す。 また金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、6名です。 監査役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

- 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
- 3. 取締役会は、代表取締役社長大澤隆氏に対し各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額及び社 外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。 委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取 締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会 がその妥当性等について確認しております。
- 4. 監査役の報酬等の額には、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等の額であります。退任した監査役3名につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は、取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

- イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役井口典夫氏は、青山学院大学総合文化政策学部の教授であります。当社と兼職先と の間には特別の関係はありません。
  - ・取締役松田佳紀氏は、株式会社ワコーパレットの専務取締役であります。当社と兼職先と の間には特別の関係はありません。
  - ・取締役深山隆氏は、株式会社ミヤマプロジェクトの代表取締役であります。当社と兼職先 との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役(監査等委員)藤原誠氏は、弁護士法人北浜法律事務所の社員弁護士であります。 当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。
  - ・取締役(監査等委員)中喜多智彦氏は、このえ有限責任監査法人の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## 口. 当事業年度における主な活動状況

					出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井		典	夫	れる役割に関して行った職務の概要 当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、主に経営学や経済学に関する幅広い見識を活かして、ガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、主に企
取締役	松	$\blacksquare$	佳	紀	業経営に関する豊富な経験と知見を活かして、特に経営計画や 経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に 関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保する ための適切な役割を果たしております。
取締役	深	Ц	Ц	隆	当事業年度中に開催された取締役会19回すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と知見を活かして、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	藤	原		誠	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役として5回、取締役として14回出席し、監査役会4回すべて、監査等委員会11回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中喜	多	智	彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役として5回、取締役として14回出席し、監査役会4回すべて、監査等委員会11回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			34,	000千	·円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額			34,	000 <del>T</del>	·円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
  - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,757,286	流動負債	3,749,071
現金及び預金	2,425,587	買 掛 金 リ ー ス 債 務	1,189,145
受取手形及び売掛金	3,184,205	リ ー ス 債 務 短 期 借 入 金	85,902 15,000
商品	15,098		231,370
	1,754	1年内償還予定の社債	10,000
		未 払 金	235,777
前 払 費 用	73,264	未 払 費 用	1,117,809
未収還付法人税等	3,454	未払法人税等	188,834
そ の 他	55,558	未払消費税等	428,338
貸 倒 引 当 金	△1,637	預 り 金 賞 与 引 当 金	119,983 55,119
固定資産	1,986,252	貝 ラ Ji ヨ 並   そ の 他	71,791
有 形 固 定 資 産	788,110	固定負債	643,891
建物	127,356	リース債務	129,983
車両運搬具	64,903	長期借入金	335,939
工具、器具及び備品	115,286	社 債	15,000
		退職給付に係る負債 役員退職慰労引当金	2,352 62,448
リース資産	189,198		49,611
土 地	288,441	資産除去債務	3,977
建設仮勘定	2,923	そ の 他	44,578
無形固定資産	437,558	負 債 合 計	4,392,963
ソフトウェア	29,968	(純資産の部)	2 224 642
の れ ん	317,409	株 主 資 本   資 本 金	3,281,618 326,522
その他	90,180	資 本 金   資 本 剰 余 金	254,387
投資その他の資産	760,583	利益剰余金	2,746,290
投資有価証券	59,081	自 己 株 式	△45,582
敷金及び保証金	539,123	その他の包括利益累計額	3,268
		その他有価証券評価差額金	3,268
	19,367	非支配株主持分	65,687
そ     の     他       資     産     合     計	143,011 <b>7,743,538</b>	純     資     産     合     計       負     債     純     資     産     合     計	3,350,574 7,743,538
貝 性 口 訂	/,/43,538	貝 頂 쐕 貝 烓 🗇 訂	/,/43,338

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

	エハ				(手位・11 1)
	科			金	額
売	上	高			27,530,365
売	上	原    価			25,168,360
売	上 総	利 益			2,362,004
販 売	費及び・	一般管理費			1,042,130
営	業	利 益			1,319,873
営	業外	収 益			
受	取	利	息	55	
受	取	配当	金	1,241	
助	成	金 収	入	6,953	
固	定資	産 売 差	却 益	37,099	
投	資 有 位	価 証 券 売	却益	6,659	
そ	-	$\mathcal{O}$	他	13,127	65,137
営	業外	費用			
支	払	利	息	6,649	
固	定資	産 除 売	却 損	3,065	
和	]	解	金	1,400	
そ	-	の	他	8,510	19,625
経	常	利 益			1,365,385
税金	会等調整	前当期純	利益		1,365,385
法人	、税、住	民 税 及 び 事	業税	426,342	
法	人 税	等 調 整	額	25,169	451,512
当	期	純利	益		913,872
非 支	配株主にり	帰属する当期線	純 利 益		59,889
親会	社株主にリ	帰属する当期線	純利益		853,983

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	273,635	流動負債	159,112
現 金 及 び 預 金	79,769	買掛金	88
受取手形及び売掛金	73,983	未 払 金	17,673
関係会社売掛金	49,716	未 払 費 用	17,708
関係会社預け金	11,102	預り金	4,710
前 払 費 用	10,471	関係会社預り金	69,035
1年内返済予定の関係会	47,867	未払消費税等	10,756
社長期貸付金		未払法人税等	34,690
その他	724	資産除去債務	4,430
固 定 資 産 	1,310,951	そ の 他	20
有 形 固 定 資 産	10,033	負 債 合 計	159,112
建物	4,390	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	2,718	株 主 資 本	1,425,474
建設仮勘定	2,923	資 本 金	326,522
無形固定資産	2,395	資 本 剰 余 金	239,567
ソフトウェア	2,395	資 本 準 備 金	229,522
投資その他の資産	1,298,523	その他資本剰余金	10,045
投 資 有 価 証 券	0	自己株式処分差益	10,045
関係会社株式	986,648	利 益 剰 余 金	904,965
出資金	85	その他利益剰余金	904,965
関係会社長期貸付金	270,938	繰 越 利 益 剰 余 金	904,965
繰 延 税 金 資 産	5,206	自己株式	△45,582
そ の 他	35,643	純 資 産 合 計	1,425,474
資 産 合 計	1,584,586	負 債 純 資 産 合 計	1,584,586

# 損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

	——科							金	 額
売			上		高				56
営		業		収	益				1,234,916
売	上 高	及び	「営業	製 収 益	合 計				1,234,972
売	上	:	総	利	益				1,234,972
販	売 費	及	びー	般 管	理 費				460,157
営		業		利	益				774,815
営	業	ŧ	外	収	益				
	受		取		利		息	841	
	古	定	資	産	売	却	益	2,061	
	そ			$\mathcal{O}$			他	145	3,047
営	業	ŧ	外	費	用				
	支		払		利		息	66	
	そ			$\mathcal{O}$			他	85	151
経		常		利	益				777,711
税	引	前	当	期	純	利	益		777,711
法	人 税	į ,	住 民	税及	え び	事 業	税	36,200	
法	人		税	等	調	整	額	△1,601	34,598
当		期		純	利		益		743,112

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 髙 田 康 弘 業務執行社員 公認会計士 髙 田 康 弘指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任が ある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、 又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対 して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続で きなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成 及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを

評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指 定 有 限 責 任 社 員公認会計士 髙 田 康 弘 業 務 執 行 社 員公認会計士 須 藤 公 夫 業 務 執 行 社 員公認会計士 須 藤 公 夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、当社は2023年6月23日開催の第10回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2023年4月1日から2023年6月23日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当部署と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ファイズホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 堀口 淳也 印

監査等委員 藤原 誠 印

監査等委員 中喜多 智彦 印

(注) 監査等委員藤原誠及び中喜多智彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定 する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行うことも重要施策と考えております。 当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金13円 総額は139,467,757円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月24日

以下のとおりといたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 <sup>*</sup> 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
1	まま ざわ たかし 大 澤 隆 (1972年7月23日)	1993年4月 東山産業入社 1997年7月 トランコム株式会社入社 2018年4月 当社入社 2018年6月 常務取締役就任 営業本部長 2019年6月 取締役副社長就任 営業本部長 2020年6月 取締役副社長就任 2023年6月 代表取締役社長就任(現任)	14,700株
2	笛 中 勝 也 (1972年8月29日)	1993年4月 株式会社松本組入社 2007年1月 K's contruction設立 代表就任 2010年10月 株式会社ヴィ企画入社 2014年1月 当社入社 2014年1月 事業統括本部長就任 2015年2月 取締役就任 営業本部長 2017年5月 常務取締役就任 営業本部長 2020年6月 専務取締役就任 営業本部長 2023年6月 専務取締役就任 (現任)	67,200株
3	ました。 吉島伸一 (1966年1月2日)	1984年4月 トヨタカローラ大阪株式会社入社 1990年2月 佐川急便株式会社入社 2014年2月 当社入社 2014年2月 法務課長就任 2015年2月 監査役就任 2019年6月 取締役就任 管理本部長 2020年6月 常務取締役就任 管理本部長(現任)	37,000株

候補者番 号	(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
4	西村 考史 (1980年1月15日)	2007年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入所 2010年6月 公認会計士登録 2016年12月 当社入社 2016年12月 財務担当部長就任 2019年6月 取締役就任 財務担当部長 2020年8月 取締役就任 財務担当(現任)	3,500株
5	章 は きゅう 青 島 亨 (1969年5月24日)	1994年4月 遠州トラック株式会社入社 2012年5月 トランコム株式会社入社 2020年9月 当社入社 執行役員就任 2022年6月 取締役就任 2023年6月 取締役就任 営業本部長(現任)	2,300株
6	岩 蘭 哲 律 (1974年7月3日)	1993年4月 株式会社丸和運輸機関(現AZ-COM丸和ホールディングス株式会社)入社2015年6月 同社執行役員常温物流部長2017年6月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼EC常温物流運営部長2017年7月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼常温物流運営部長2018年6月 同社取締役執行役員EC物流運営本部長2018年7月 同社取締役執行役員ECラストワンマイル事業本部長兼ECラストワンマイルMQA開発部長2022年6月 同社取締役就任 (現任)2022年6月 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社取締役常務執行役員EC事業本部長2022年10月 同社取締役常務執行役員EC事業本部長2022年10月 同社取締役常務執行役員事業推進グループ長(現任)	-株

候補者番 号	芪	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
7	大塚信 (1972年2月9日)	1990年4月 株式会社丸和運輸機関入社 2008年6月 同社経理部長 2013年6月 同社執行役員経理本部長兼経理部長 2019年7月 同社執行役員経理本部長(現任) 2022年6月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社丸和運輸機関執行役員経理本部長	-株
8	# 口 典 夫 (1956年5月10日)	1980年 3月 運輸省(現国土交通省)入省 1995年 4月 青山学院大学 経営学部助教授就任 1998年 4月 同大学 経営学部教授就任 2008年 4月 同大学 総合文化政策学部教授就任 (現任) 2021年6月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 青山学院大学総合文化政策学部教授	-株

候補者番 号	(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
9	松 笛 佳 紀 (1960年11月9日)	1979年 3 月 上新電気株式会社入社 2006年 4 月 株式会社マツヤデンキ取締役兼COO 2007年 6 月 株式会社ぷれっそホールディング代表取締役兼COO 2013年 3 月 株式会社ヤマダ電機(現株式会社ヤマダホールディングス)取締役副社長第エス・バイ・エル株式会社(現株式会社ヤマダホームズ)代表執行役員社長代行 2013年 5 月 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム(現株式会社ヤマダホームズ)代表取締役社長 2015年 6 月 株式会社NYMK設立代表取締役(現任)2017年 5 月 株式会社ビジョンメガネ代表取締役会長2019年6月 株式会社ワコーパレット常務取締役2019年6月	
10	源 やま たかし 深 山 隆 (1958年10月22日)	1981年4月 味の素株式会社入社 2005年7月 ベトナム味の素株式会社代表取締役社 長 2012年7月 味の素ヘルシーサプライ株式会社代表 取締役社長 2017年3月 FーLINE株式会社代表取締役社長 2021年8月 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役就任(現任) 2023年5月 シマダヤ株式会社社外取締役(現任)(重要な兼職の状況) 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 井口典夫、松田佳紀、深山降の各氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 井口典夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社のガバナンス体制強化に貢献いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その業務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - 4. 松田佳紀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
  - 5. 深山隆氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
  - 6. 井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって井口典夫氏は3年、松田佳紀氏は3年、深山降氏は2年となります。
  - 7. 岩﨑哲律氏及び大塚信氏は、当社の親会社でありますAZ-COM丸和ホールディングス株式会社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における現在及び各10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
  - 8. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して おります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定め る最低責任限度額としております。井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏が再任された 場合は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - 9. 井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、引き続き各氏が再任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

10. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制 限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において、年額150百万円以内とし、別枠として2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式制度(業績条件型)による譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額30百万円以内と決議いただいております。

今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式(勤務条件型)の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式 (譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」という。)、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受けるものとします(以下「現物出資方式」という。)。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年50千株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額30百万円以内といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終

値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定する金額とする。)。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会への審議・諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と 対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当 契約」という。)を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容につ

いての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、 当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しており、本議案の内容は相当であると判断しております。

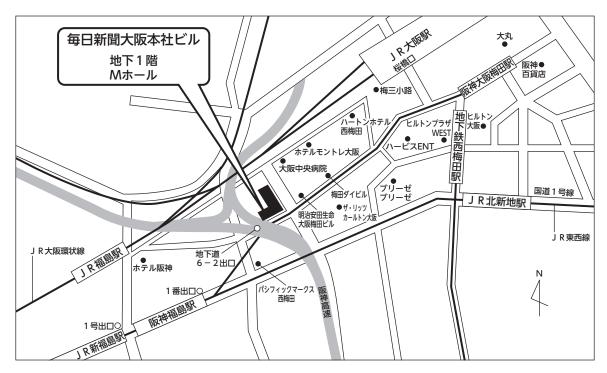
以上

## 株主総会会場ご案内図

会場:大阪市北区梅田三丁目4番5号

毎日新聞大阪本社ビル地下1階 Mホール

TEL 06-6453-0250



## 【交通のご案内】

- J R 大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩8分
- J R 大阪環状線 福島駅 徒歩5分
- ●大阪メトロ御堂筋線 梅田駅 徒歩9分
- ●大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 徒歩7分
- ●阪神本線 福島駅 徒歩5分
- J R 東西線 新福島駅 1号出入口 徒歩6分





